

# 教育委員会提出議案

## 第 17 号議案

豊島区立子どもスキップ条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 1 4 日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

豊島区立子どもスキップ条例施行規則の一部を改正する規則

豊島区立子どもスキップ条例施行規則(平成 29 年教育委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第 4 条関係)

子どもスキップ	子どもスキップ学童クラブ	定員
豊島区立子どもスキップ仰高	仰高学童クラブ	120
豊島区立子どもスキップ駒込	駒込学童クラブ	180
豊島区立子どもスキップ巣鴨	巣鴨学童クラブ	150
豊島区立子どもスキップ清和	清和学童クラブ	150
豊島区立子どもスキップ西巣鴨	西巣鴨学童クラブ	120
豊島区立子どもスキップ豊成	豊成学童クラブ	120
豊島区立子どもスキップ朋有	朋有学童クラブ	230
豊島区立子どもスキップ朝日	朝日学童クラブ	88
豊島区立子どもスキップ池袋第一	池袋第一学童クラブ	148
豊島区立子どもスキップ池袋本町	池袋本町学童クラブ	240
豊島区立子どもスキップ池袋第三	池袋第三学童クラブ	190
豊島区立子どもスキップ池袋	池袋学童クラブ	100
豊島区立子どもスキップ南池袋	南池袋学童クラブ	180
豊島区立子どもスキップ高南	高南学童クラブ	190
豊島区立子どもスキップ目白	目白学童クラブ	190
豊島区立子どもスキップ長崎	長崎学童クラブ	128
豊島区立子どもスキップ要	要学童クラブ	150
豊島区立子どもスキップ椎名町	椎名町学童クラブ	150

豊島区立子どもスキップ富士見台	富士見台学童クラブ	130
豊島区立子どもスキップ千早	千早学童クラブ	135
豊島区立子どもスキップ高松	高松学童クラブ	190
豊島区立子どもスキップさくら	さくら学童クラブ	108

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

#### (説 明)

令和5年度からの子どもスキップ学童クラブの利用定員を変更するため、本案を提出する。

○豊島区立子どもスキップ条例施行規則（案）

平成29年4月1日

教育委員会規則第7号

改正 平成29年11月30日教委規則第14号

平成30年2月26日教委規則第1号

平成30年11月29日教委規則第8号

平成31年3月1日教委規則第1号

令和2年3月16日教委規則第6号

令和3年3月24日教委規則第3号

令和4年3月15日教委規則第4号

令和5年3月●日教委規則第●号

（趣旨）

第1条 この規則は、豊島区立子どもスキップ条例（平成17年豊島区条例第49号。以下「条例」という。）第4条第2項、第6条第2項、第9条第2項、第11条及び第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（施設）

第3条 子どもスキップの施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) コアスペース
- (2) セカンドスペース
- (3) その他の施設（校庭、体育館その他の対応する小学校の状況によって利用可能な施設）  
（子どもスキップ学童クラブ及び利用定員）

第4条 条例第3条第7号に規定する子どもスキップ学童クラブ及び豊島区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年豊島区条例第30号）第14条第5号に規定する利用定員は、別表のとおりとする。ただし、運営上、豊島区教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認める場合はこの限りでない。

2 子どもスキップ学童クラブは、利用定員の1割を一時利用枠として受け入れることができる。

（職員の職種）

第5条 子どもスキップ学童クラブの職員の職種は、所長、児童指導員、学童指導専門員、学童指導員及び学童指導補助からなる。

（利用時間）

第6条 条例第4条第2項に規定する利用時間は、次に掲げるとおりとする。

利用日	利用区分	利用時間
対応する小学校 の休業日	基本利用	午前9時から午後6時（土曜日は午後5時）まで
	延長利用	午後6時から午後7時まで（土曜日を除く）
	9時前利用	午前8時15分から午前9時まで
対応する小学校 の休業日以外の 日	基本利用	授業終了時から午後6時（土曜日は午後5時）まで
	延長利用	午後6時から午後7時まで（土曜日を除く）

2 前項利用区分の延長利用及び9時前利用は、基本利用する場合に限り利用できるものとする。

（条例第6条第2項の規則で定める事由等）

第7条 条例第6条第2項の規則で定める事由は、利用時における保護者の状況についての、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事由に該当するものをいう。

就労	<p>次の各号の事由のいずれかに該当しなければならない。</p> <p>(1) 小学校の1学年から3学年までに在籍している児童及び小学校の4学年から6学年までに在籍している障害児等については、保護者が午後1時から午後6時までの間に2時間以上の就労を、1月につき12日以上おおむね1か月以上行っている。</p> <p>(2) 小学校の4学年から6学年までに在籍している児童については、保護者が午後1時以降に5時間以上かつ午後1時から午後6時までの間に2時間以上の就労を、1月につき16日以上おおむね1か月以上行っている。</p>
疾病	<p>次の各号の事由のいずれかに該当しなければならない。</p> <p>(1) 保護者が、入院又は1週につき3日以上（小学校の4学年から6学年までに在籍している児童については、1週につき4日以上）の通院（月曜日から金曜日までの日において、午後零時以降に係るもの及び土曜日のものに限る。）を、おおむね1か月以上要する。</p> <p>(2) 居宅内において、保護者が寝たきりの状態にあり、又は精神性疾患若しくは感染性疾患のため、おおむね1か月以上の療養を要する。</p>
心身障害	<p>身体障害者手帳（1級から4級までのものに限る。）、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。</p>
看護又は介護	<p>小学校の1学年から3学年までに在籍している児童について、次の各号の事由のいずれかに該当しなければならない。</p> <p>(1) 居宅内において、常時看護又は介護を、おおむね1か月以上行っている。</p>

	(2) 居宅外において、1月につき12日以上(月曜日から金曜日までの日において、午後零時以降に係るもの及び土曜日のものに限る。)を、おおむね1か月以上行っている。
就学又は技能習得	居宅外において、日曜日を除き、保護者が、次の各号のいずれかに該当する就学又は技能習得を、おおむね1か月以上要する。 (1) 小学校の1学年から3学年までに在籍している児童及び小学校の4学年から6学年までに在籍している障害児等については、午後1時から午後6時までの間に2時間以上、1月につき12日以上要するもの (2) 小学校の4学年から6学年までに在籍している児童については、午後1時から午後6時までの間、1月につき16日以上要するもの
その他	その他、明らかに児童の保護に欠けると認められる事由(小学校の4学年から6学年までに在籍している児童については、求職中である場合を除く。)

2 条例第6条第2項第2号に規定する健全育成上指導を要するものとは、障害児等及び月曜日から金曜日までの日において、週4日以上午後6時までの利用を必要とするものとする。

(利用の申請等)

第8条 条例第7条第1項の規定による利用の届出は、子どもスキップ利用届出書(別記第1号様式)により行わなければならない。

2 条例第7条第2項の規定による利用の申請は、子どもスキップ学童クラブ利用申請書(別記第2号様式)により行わなければならない。

3 前項の申請書には、保護者の状況を明らかにする書類を添付しなければならない。

(利用区分の追加)

第8条の2 次条の承認を受けた児童の保護者が、利用区分を追加して子どもスキップ学童クラブを利用しようとするときは、次の各号に掲げる利用区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書を委員会に提出しなければならない。

(1) 第6条に規定する延長利用 子どもスキップ学童クラブ延長利用申請書(別記第2—2号様式)

(2) 第6条に規定する9時前利用 子どもスキップ学童クラブ9時前利用申請書(別記第2—3号様式)

(平29教委規則14・追加)

(利用の承認等)

第9条 委員会は、第8条第2項及び前条の申請があった場合、子どもスキップ学童クラブの利用を承認したときは、子どもスキップ学童クラブ利用決定通知書(別記第3号様式)により、利用を承認しなかったときは、子どもスキップ学童クラブ利用不承認通知書(別記第4号様式)により、保護者に通知する。

(平29教委規則14・一部改正)

(利用料)

第10条 条例第9条第2項の規定による利用料は、児童1人につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第6条に規定する基本利用 月額4,000円
- (2) 第6条に規定する延長利用 月額1,000円
- (3) 第6条に規定する9時前利用 年額1,000円

(利用料の減免申請)

第11条 条例第11条の規定により利用料の減額又は免除を受けようとする児童の保護者は、子どもスキップ学童クラブ利用料(減額・免除)等申請書(別記第5号様式)に委員会が必要と認める書類を添えて、委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、前項の申請があった場合は、その可否を決定し、利用料の減額又は免除を承認したときは、子どもスキップ学童クラブ利用料(減額・免除)通知書(別記第6号様式)により、利用料の減額又は免除を承認しなかったときは、子どもスキップ学童クラブ利用料(減額・免除)不承認通知書(別記第6号様式の2)により、申請者に通知する。

(利用料の減免の基準)

第12条 条例第11条第2項の規定に基づき利用料を減免する場合及びその割合は、次に掲げるところによる。

- (1) 被保護者であるとき又は児童の属する世帯の当該年度の区市町村民税が非課税のとき  
免除
- (2) 就学援助を受けているとき又は児童の属する世帯が当該年度の区市町村民税のうち均等割の額のみを課税されているとき(前号に該当する場合を除く。) 5割減額
- (3) 同一世帯から2人以上の児童が利用しているとき(前3号に該当する場合を除く。)  
2人目以降の児童につき5割減額
- (4) 前各号に掲げるほか、委員会が特に必要があると認めるとき 5割以内の減額又は免除

2 利用料の減免は、前条の規定による減免の申請を行った日の属する月から行うものとする。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。

(平29教委規則14・一部改正)

(利用の取りやめ)

第13条 子どもスキップ学童クラブの利用をやめようとする児童の保護者は、あらかじめ、子どもスキップ学童クラブ利用辞退届(別記第7号様式)を委員会に提出しなければならない。

(利用承認の取消し等)

第14条 条例第12条の規定による利用承認の取消し又は利用の停止は、子どもスキップ学童クラブ利用承認取消し・停止通知書(別記第8号様式)を交付して行う。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前の豊島区立子どもスキップ条例施行規則（平成17年豊島区規則第135号）の規定に基づいて行った処分、手続、その他の行為は、本規則中に相当する規定に基づいて行われたものとみなす。

附 則（平成29年11月30日教委規則第14号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区立子どもスキップ条例施行規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年2月26日教委規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月29日教委規則第8号）

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（平成31年3月1日教委規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日教委規則第6号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日教委規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月15日教委規則第4号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月●日教委規則第●号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（令4教委規則4・令5教委規則●・全改）

子どもスキップ	子どもスキップ学童クラブ	定員
豊島区立子どもスキップ仰高	仰高学童クラブ	120
豊島区立子どもスキップ駒込	駒込学童クラブ	180
豊島区立子どもスキップ巣鴨	巣鴨学童クラブ	150
豊島区立子どもスキップ清和	清和学童クラブ	150
豊島区立子どもスキップ西巣鴨	西巣鴨学童クラブ	120
豊島区立子どもスキップ豊成	豊成学童クラブ	120
豊島区立子どもスキップ朋有	朋有学童クラブ	230
豊島区立子どもスキップ朝日	朝日学童クラブ	88

豊島区立子どもスキップ池袋第一	池袋第一学童クラブ	148
豊島区立子どもスキップ池袋本町	池袋本町学童クラブ	240
豊島区立子どもスキップ池袋第三	池袋第三学童クラブ	190
豊島区立子どもスキップ池袋	池袋学童クラブ	100
豊島区立子どもスキップ南池袋	南池袋学童クラブ	180
豊島区立子どもスキップ高南	高南学童クラブ	190
豊島区立子どもスキップ目白	目白学童クラブ	190
豊島区立子どもスキップ長崎	長崎学童クラブ	128
豊島区立子どもスキップ要	要学童クラブ	150
豊島区立子どもスキップ椎名町	椎名町学童クラブ	150
豊島区立子どもスキップ富士見台	富士見台学童クラブ	130
豊島区立子どもスキップ千早	千早学童クラブ	135
豊島区立子どもスキップ高松	高松学童クラブ	190
豊島区立子どもスキップさくら	さくら学童クラブ	108

別記各様式 (略)

豊島区立子どもスキップ条例施行規則（平成 29 年教育委員会規則第 7 号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
本 則 （略）			本 則 （略）		
			<u>附 則</u>		
			<u>この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u>		
別表（第 4 条関係）			別表（第 4 条関係）		
<u>子どもスキップ</u>	<u>子どもスキップ学童クラ ブ</u>	<u>定員</u>	<u>子どもスキップ</u>	<u>子どもスキップ学童クラ ブ</u>	<u>定員</u>
豊島区立子どもスキップ仰高	仰高学童クラブ	104	豊島区立子どもスキップ仰高	仰高学童クラブ	120
豊島区立子どもスキップ駒込	駒込学童クラブ	150	豊島区立子どもスキップ駒込	駒込学童クラブ	180
豊島区立子どもスキップ巢鴨	巢鴨学童クラブ	130	豊島区立子どもスキップ巢鴨	巢鴨学童クラブ	150
豊島区立子どもスキップ清和	清和学童クラブ	132	豊島区立子どもスキップ清和	清和学童クラブ	150
豊島区立子どもスキップ西巢鴨	西巢鴨学童クラブ	110	豊島区立子どもスキップ西巢鴨	西巢鴨学童クラブ	120
豊島区立子どもスキップ豊成	豊成学童クラブ	120	豊島区立子どもスキップ豊成	豊成学童クラブ	120
豊島区立子どもスキップ朋有	朋有学童クラブ	199	豊島区立子どもスキップ朋有	朋有学童クラブ	230
豊島区立子どもスキップ朝日	朝日学童クラブ	88	豊島区立子どもスキップ朝日	朝日学童クラブ	88
豊島区立子どもスキップ池袋第一	池袋第一学童クラブ	100	豊島区立子どもスキップ池袋第一	池袋第一学童クラブ	148
豊島区立子どもスキップ池袋本町	池袋本町学童クラブ	240	豊島区立子どもスキップ池袋本町	池袋本町学童クラブ	240
豊島区立子どもスキップ池袋第三	池袋第三学童クラブ	180	豊島区立子どもスキップ池袋第三	池袋第三学童クラブ	190
豊島区立子どもスキップ池袋	池袋学童クラブ	100	豊島区立子どもスキップ池袋	池袋学童クラブ	100
豊島区立子どもスキップ南池袋	南池袋学童クラブ	160	豊島区立子どもスキップ南池袋	南池袋学童クラブ	180

豊島区立子どもスキップ高南	高南学童クラブ	148	豊島区立子どもスキップ高南	高南学童クラブ	190
豊島区立子どもスキップ目白	目白学童クラブ	180	豊島区立子どもスキップ目白	目白学童クラブ	190
豊島区立子どもスキップ長崎	長崎学童クラブ	128	豊島区立子どもスキップ長崎	長崎学童クラブ	128
豊島区立子どもスキップ要	要学童クラブ	150	豊島区立子どもスキップ要	要学童クラブ	150
豊島区立子どもスキップ椎名町	椎名町学童クラブ	150	豊島区立子どもスキップ椎名町	椎名町学童クラブ	150
豊島区立子どもスキップ富士見台	富士見台学童クラブ	120	豊島区立子どもスキップ富士見台3	富士見台学童クラブ	130
豊島区立子どもスキップ千早	千早学童クラブ	135	豊島区立子どもスキップ千早	千早学童クラブ	135
豊島区立子どもスキップ高松	高松学童クラブ	177	豊島区立子どもスキップ高松	高松学童クラブ	190
豊島区立子どもスキップさくら	さくら学童クラブ	108	豊島区立子どもスキップさくら	さくら学童クラブ	108

## 令和5年度 学童クラブスペースと登録児童数の見込み

令和5年3月1日現在

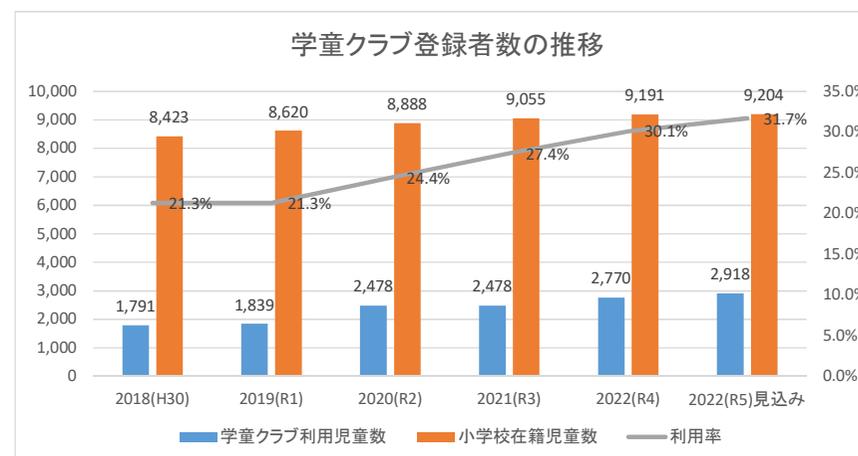
No.	施設名	実施形態	コア(m <sup>2</sup> ) A	セカンド(m <sup>2</sup> ) B	サードスペース(m <sup>2</sup> ) (* ) C	4.4.1 学童クラブ使用面積(m <sup>2</sup> ) D=A+B+C	利用者数		定員		学年別内訳 5.4.1(予定)			
							4.4.1	5.4.1予定 (5・2・10現在)	4.4.1	5.4.1	1年生	2年生	3年生	4年生 以上
1	子どもスキップ仰高	敷地内型	82.45	90.56	ひいらぎ教室 85.50	258.51	91	103	104	120	28	37	19	19
2	子どもスキップ駒込	敷地内型	44.27	63.00	ランチルーム 67.50 家庭科室 94.50 理科室 94.50 学習室(少人数) 85.50 放送控室 19.12	400.89	145	169	150	180	60	55	36	18
3	子どもスキップ巢鴨	敷地内型	46.68	63.00	休憩室 12.00 視聴覚室 94.50 サードルーム 63.00	279.18	110	135	130	150	44	35	32	24
4	子どもスキップ清和	隣接型	61.47	59.14	本の部屋 21.90 会議室(区民集会所) 34.10 和室(区民集会所) 42.30 家庭科室(清和小内) 94.50	313.31	124	134	132	150	47	39	35	13
5	子どもスキップ西巢鴨	隣接型	63.47	43.37	区民ひろば多目的室 33.49 区民ひろばホール 47.38 普通教室(旧和室) 63.00	250.71	106	104	110	120	28	32	30	14
6	子どもスキップ豊成	敷地内型	78.26	74.62	学習情報センター 154.13	307.01	114	108	120	120	24	37	37	10
7	子どもスキップ朋有	敷地内型	120.14	141.63	第一、第二図書室 135.00	396.77	181	194	199	230	51	56	62	25
8	子どもスキップ朝日	校舎内型	50.74	96.00		146.74	63	72	88	88	19	17	23	13
9	子どもスキップ池袋第一	校舎内型	64.50	67.90	多目的室 112.60	245.00	99	121	100	148	41	41	31	8
10	子どもスキップ池袋本町	校舎内型	89.74	71.66	つながりホール 198.95 たんぼぼプレイルーム 60.22	420.57	219	205	240	240	53	73	63	16
11	子どもスキップ池袋第三	校舎内型	73.54	89.56	学習情報センター 119.71 さくらルーム 58.70 家庭科室 108.66	450.17	166	172	180	190	54	52	49	17
12	子どもスキップ池袋	校舎内型	48.60	63.00	家庭科室 96.00	207.60	88	79	100	100	12	23	28	16
13	子どもスキップ南池袋	隣接型	91.00	90.00	図書室 126.45	307.45	153	155	160	180	60	47	46	2
14	子どもスキップ高南	校舎内型	70.51		理科室 87.30 家庭科室 90.00 普通教室1,2 126.00	373.81	125	164	148	190	53	54	37	20
15	子どもスキップ目白	校舎内型	70.00	73.00	和室 64.00 ヒマラヤホール 122.15	329.15	173	173	180	190	64	51	41	17
16	子どもスキップ長崎	校舎内型	63.00	63.00	家庭科室 85.50	211.50	92	102	128	128	23	35	27	17
17	子どもスキップ要	敷地内型	83.13	91.06	家庭科室 85.05	259.24	142	142	150	150	39	53	31	19
18	子どもスキップ椎名町	校舎内型	60.00	85.50	図書室 171.00 多目的室(和室) 63.00	379.50	132	113	150	150	32	39	38	4
19	子どもスキップ富士見台	校舎内型	54.96	63.00	学習情報センター 144.00	261.96	106	112	120	130	28	35	29	20
20	子どもスキップ千早	校舎内型	66.00	63.00	家庭科室 94.50	223.50	88	85	135	135	25	36	23	1
21	子どもスキップ高松	校舎内型	43.00	63.00	会議室 63.00 少人数教室 63.00 学習情報センター 136.50	368.50	159	172	177	190	54	62	49	7
22	子どもスキップさくら	校舎内型	53.78	63.00	生活科室 63.00	179.78	94	104	108	108	34	37	21	12
合計							2,770	2,918	3,109	3,387	873	946	787	312

\* サードスペースとは…学校と協議の上、学校が使用していない時間帯に学童クラブで使用可能となっているスペース。

\* 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)により、児童1人につき概ね1.65m<sup>2</sup>以上の面積を確保。

### 学童クラブ登録者の推移(H30年度～R5年度)

	2018(H30)			2019(R1)			2020(R2)			2021(R3)			2022(R4)			2023(R5)見込み		
	学童クラブ 利用児童数	小学校 在籍児童数	利用率															
1年生	633	1,463	43.3%	674	1,505	44.8%	839	1,586	52.9%	876	1,606	54.5%	893	1,620	55.1%	873	1,554	56.2%
2年生	629	1,469	42.8%	600	1,452	41.3%	663	1,504	44.1%	827	1,573	52.6%	891	1,593	55.9%	946	1,602	59.1%
3年生	481	1,451	33.1%	516	1,472	35.1%	529	1,468	36.0%	587	1,502	39.1%	727	1,557	46.7%	787	1,582	49.7%
4年生以上	48	4,040	1.2%	49	4,191	1.2%	140	4,330	3.2%	188	4,374	4.3%	259	4,421	5.9%	312	4,466	7.0%
合計(人)	<b>1,791</b>	8,423	21.3%	<b>1,839</b>	8,620	21.3%	<b>2,171</b>	8,888	24.4%	<b>2,478</b>	9,055	27.4%	<b>2,770</b>	9,191	30.1%	<b>2,918</b>	9,204	31.7%
増加数(人)	—	—		<b>48</b>	197		<b>332</b>	268		<b>307</b>	167		<b>292</b>	136		<b>148</b>	13	
増加率	—	—		2.7%	2.3%		18.1%	3.1%		14.1%	1.9%		11.8%	1.5%		5.3%	0.1%	



※ 学童クラブ利用児童数は4/1現在。  
※ 小学校在籍児童数は5/1現在。(R5年度は見込み)